

# 離島広域活性化事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する枠組みである社会資本整備総合交付金(離島広域活性化事業)の支援対象事業を拡充し、一層の離島振興を図る。

◆事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体

◆対象事業:以下の事業メニューに該当するもの

◆補助率:都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内

(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)

※ 流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても1/2以内

※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の11.5%(上限事業費541万円)

◆事業期間:原則として3～5年以内

目的:一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

## ○定住促進住宅整備事業

- ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備  
(既存施設の改修等及び新築)

## ○定住誘引施設整備事業

- ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築)
- ・交流施設の整備(既存施設の改修等) ※

## ○流通効率化関連施設整備事業

- ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備

## ○定住基盤強化事業

- ・避難施設の整備
- ・防災活動拠点の改修
- ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等
- ・緊急時物資等輸送施設の整備
- ・災害応急対策施設の整備(施設整備を伴わない設備等を除く)
- ・感染症対策等の離隔施設への改修等
- ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替

※ 交流施設の整備のうち、渡船施設周辺の船客待合所・トイレ改修等は、本土側も対象